

# 会報

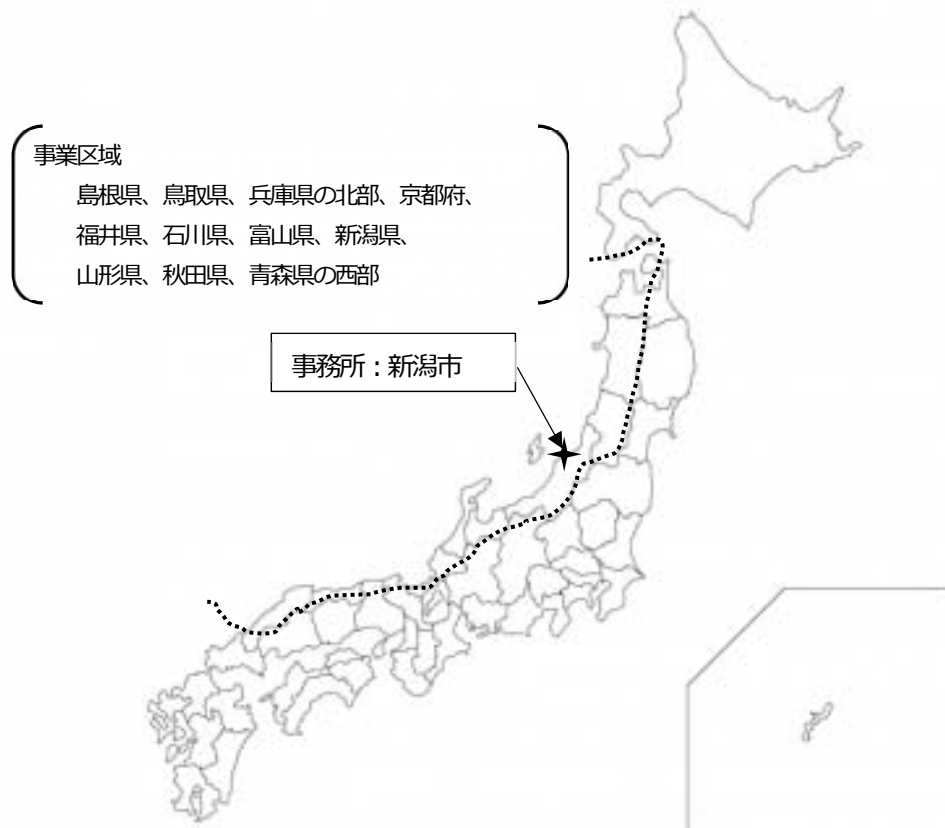
第130号



公益社団法人  
日本海海難防止協会

日本海海難防止協会は、本州日本海沿岸(山口県を除く)及び付近水域における、海上交通の安全に寄与するため、次の事業を行っております。

- (1) 船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究
- (2) 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供
- (3) 海難防止に関する事項の周知宣伝
- (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業



【公益社団法人 日本海海難防止協会が行う事業区域図】

### アクセス

- 新潟駅(JR 信越線)から  
徒歩 約25分、タクシー利用 約10分、  
バス利用 新潟交通 北ふ頭 約20分  
北ふ頭 停留所下車徒歩約5分
- 新潟空港から  
タクシー利用 約20分、バス利用 北ふ頭 約20分
- 車  
国道113号線竜が島郵便局前交差点を左折直進、  
信号を一つ通過後右折し約50m



## 目 次

### I 会 務

I-1	令和2年度 第1回理事会	1
I-2	令和2年度 通常総会	2
I-3	業務予定	6

### II 海の安全情報

II-1	全国海難防止強調運動	7
II-2	スマホで「海しる（海洋状況表示システム）」	10
II-3	離岸流にご注意！	11

### III 寄稿欄

	舞鶴の神様達（八幡さん）	12
--	--------------	----





## I-2 令和2年度 通常総会

新型コロナウイルス感染症対策により、全員がマスク着用、「3つの密」を避け、席は十分な間隔を保ち、常時換気から入口扉を開放のまま通常総会を開催しました。

なお、通常総会後に会員相互の親睦と情報交換を行う懇親会は中止としました。

### 1 開催日

令和2年6月11日（木）

### 2 場 所

ANAクラウンプラザホテル新潟（新潟市中央区万代5丁目11番20号）

### 3 正会員数及び定足数

総数 212名、定足数 107名

### 4 出席者数

(1) 出席正会員 25名（うち代理出席者 5名）

(2) 書面表決 正会員 170名

### 5 会長の挨拶 南波秀憲（㈱リンコーコーポレーション代表取締役社長）

令和2年度の通常総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、なかなか先が見えない新型コロナウイルス感染拡大の影響で、皆様には緊張感をもって対応して頂いている中、多数御出席をいただきまして、このように総会が開催できますことを心から感謝申し上げます。

また、日頃から、当協会の運営・事業活動にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本日の総会におきましては、令和元年度の事業報告及び収支決算の書類の承認、役員変更の承認についてご審議をいただき、令和2年度の事業計画と収支予算についてご報告を申し上げますこととしております。



新型コロナウイルス感染拡大の影響で軒並み行事が中止となり、本日、総会後の懇親会もないということなのですが、色々な影響が出ておりまして、特にプロ野球やサッカーのJリーグ、或いは他のプロスポーツ業界などで約2,747億円、そして夏の甲子園中止で約672億円との経済損失が発生したと先だって新聞報道がございました。

当協会における新型コロナウイルスの影響としましては、3月に開催する予定でありました理事会を急遽書面審議で対応させていただきました。

委員会につきましては、取り止め、或いは延期、計画の変更などで今後状況を見ながら開催することとしております。

委員会開催にあたりましては、「三つの密」が発生しない座席配置、人と人の距離を確保、マスク着用など感染防止対策をしっかりと行う所存でございます。

昨今、沿岸海域におきましては、再生可能エネルギーの一つとして有望視されております洋上風力発電の普及に向けた機運が高まっており、当協会においても洋上風力発電事業に係る航行安全調査・検討について、平成28年度の岩船沖から始まり、30年度は2件、令和元年度は3件、今年は1件と合計7件の調査・研究を受託しております。

この内、6件が秋田県での受託となっております。

この洋上風力発電事業の展開に必要な環境整備、これを盛り込んだ改正港湾法が今年2月に施行されました。この法律で政府が洋上風力発電を一段と普及させるため用意したものの「基地港湾」の貸付制度であります。

これは発電設備の設置工事や維持管理の作業基地となるふ頭を発電事業者に長期にわたり貸し付けると言うもので、これら設置工事や維持管理には広大な土地と重量物に耐えられる頑丈な岸壁等が必要でその使用される岸壁の強度は、一般的なコンテナふ頭の10倍ほどの強度が必要で、既存のふ頭を改良・補強した上で事業者が長期にわたって貸し付けることを想定しているようでございます。

政府は2030年までに全国の一般海域の中から5海域を洋上風力発電事業の促進区域に指定することを目指しておりまして、その有望区域の一つであります「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の沿岸にある能代港では、国土交通省東北地方整備局が基地港湾への指定を念頭に置いた施設の増強を計画、2023年度までの予定で既存岸壁の改良に取り組んでいると聞いております。

このように一般海域での事業が解禁されましたことで、普及に拍車がかかると見られ、特に建設業界では新たな市場として今後、一段と期待が高まるようでございます。

次に、今年のゴールデンウィーク期間中の海難事故でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各地方公共団体が海岸への立入自粛措置などいわゆる外出自粛要請により、全国でマリレジャー活動自体が減少したことが大きな要因としまして、昨年と比較し船舶事故隻数が約3割減少の52隻、人身事故が約8割減少の6名となっております。

船舶事故を起こしました原因が、機関故障或いは推進器故障で運航できなくなったものが24隻と半数を占め、日頃から適切な点検整備を行っていれば防げた事故であったと思われまます。

今年度も7月16日からは全国海難防止強調運動が始まります。

小型船舶の海難防止では、プレジャーボートの発航前点検、漁船の適切な見張り、そして荒天時における確実な係留などを徹底する。また、自分の命は自分で守るためライフジャケットの常時着用など、広く周知活動を行っていきたく思っております。

普段、海に係わりのない方々にも地道な事故防止や啓発活動が必要であり、機会を捉えて活動していきたく思っております。

会員の皆様と共に、より一層、海上の交通安全に寄与して参りたいと存じます。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝と、ますますの発展を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

## 6 議案

### 決議事項

第1号議案 令和元年度の事業報告及び決算の書類の承認について

第2号議案 役員を選任について

### 報告事項

令和2年度の事業計画書及び収支予算書等について



## 7 議事の経過概要

定款第 16 条の規定に基づき南波会長が議長となり、議案の審議を開始し、第 1 号、第 2 号議案が異議なく満場一致で承認されました。なお、書面での表決は賛成 170 名でありました。

また、令和 2 年度の事業計画書及び収支予算書等について報告して総会を終了しました。



### 選任された新役員

理事 株式会社植木組 新潟支店長 植木 大吾 様

理事 株式会社加賀田組 常務執行役員営業本部長 岩川 祥二 様

理事 新日本海フェリー株式会社 執行役員新潟支店長 笠原 力 様

監事 日本海曳船株式会社 代表取締役社長 佐藤 紳文 様

令和元年度の事業報告及び決算、令和 2 年度の事業計画書及び収支予算書につきましては、公益社団法人日本海海難防止協会ホームページに掲載してあります。

### I - 3 業務予定

内 容		予 定 月 日
(1)	八峰能代沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査 第1回委員会	令和2年 7月 14日
(2)	日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する 調査研究（新潟港、佐渡島及び直江津港周辺海域） 第1回委員会	令和2年 7月 16日
(3)	秋田県北部海域における洋上風力発電事業計画に係る 航行安全調査 第1回委員会	令和2年 7月 22日
(4)	八峰能代沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査 視認シミュレーション	令和2年 8月 11日 ～ 12日
(5)	会報第131号発行	令和3年 1月 下旬

---

---

## Ⅱ 海の安全情報

---

---

### Ⅱ－１ 全国海難防止強調運動

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要があるとして、今年も海の月間に合わせて、7月16日から31日までの16日間を「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、「海の事故ゼロキャンペーン」が行われます。

#### 運動方針

##### (1) 重点事項

- ① 「小型船舶の海難防止」
- ② 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
- ③ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」
- ④ 「荒天時における走錨等に起因する事故の防止」 ※令和2年度から実施

##### (2) 推進項目

- ① 「小型船舶の海難防止」に関する推進項目

イ プレジャーボートの発航前等の点検の徹底及び適切な見張りの徹底

プレジャーボートによる船舶事故は全体の約5割を占め、特に機関故障海難の割合が高い傾向にある。

原因では、機関整備不良によるものが多いことから海洋レジャーシーズンに備えての下架後、また、毎発航前等に船体、機関等の点検を行うことの徹底及び整備業者等による定期的な点検整備の推奨を図る。

ロ 漁船での適切な見張りの徹底

漁船による海難は全体の約3割を占め、特に衝突海難の割合が高い傾向にある。

原因では、見張り不十分によるものが顕著に多いことから適切な見張りの徹底を図る。

#### ハ 荒天時における係留船舶の事故防止

台風による強風等の影響で、係留小型船舶の流出や浸水等が発生していることから、早めの係留状況の確認及び固縛の強化、陸揚げ保管等の対策の徹底を図る。

#### ②「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

貨物船やタンカー等の大型船舶による海難は衝突海難の割合が高い傾向にあり、原因では操船不適切によるものが多い。

#### イ 常時適切な見張りの徹底

相手船の存在を認識しているにも関わらず、不適切な進行により衝突に至る事故が多いことから、BRMの徹底を図るとともに、船員間にて互いに確認し、常時適切な見張りの徹底を図る。

#### ロ 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・ VHFや汽笛信号等を活用する
- ・ AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する

#### ③「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く②速やかな救助要請という2点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船について自己救命策（ライフジャケット常時着用、連絡手段の確保、118番等緊急電話番号の普及）確保に関する周知徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されたことも踏まえて、救命胴衣の着用徹底を目指す。

#### ④「荒天時における走錨等に起因する事故の防止」に関する推進項目

走錨等に起因する事故防止のために、船舶の取るべき選択肢等を明らかにしたガイドラインを活用し、官民が一体となって船上対応や運行管理に関する教育・啓発活動、教育機関での利用、荷主等への協力要請等を行い、事故防止に係る取組の徹底を図る。

東北地方(第二管区海上保安本部)、日本海中部地方(第九管区海上保安本部)、日本海西部地方(第八管区海上保安本部)において、安全指導・訪船指導などの各種行事が展開される予定です。詳細は各地方の海難防止強調運動推進連絡会議から周知されます。

## Ⅱ-2 スマホで「海しる（海洋状況表示システム）」

第九管区海上保安本部海洋情報部 監理課

昨年4月17日に運用がスタートした「海しる」について、会報第127号でご紹介しましたが、その「海しる」がスマートフォンでも閲覧できるようになりました。

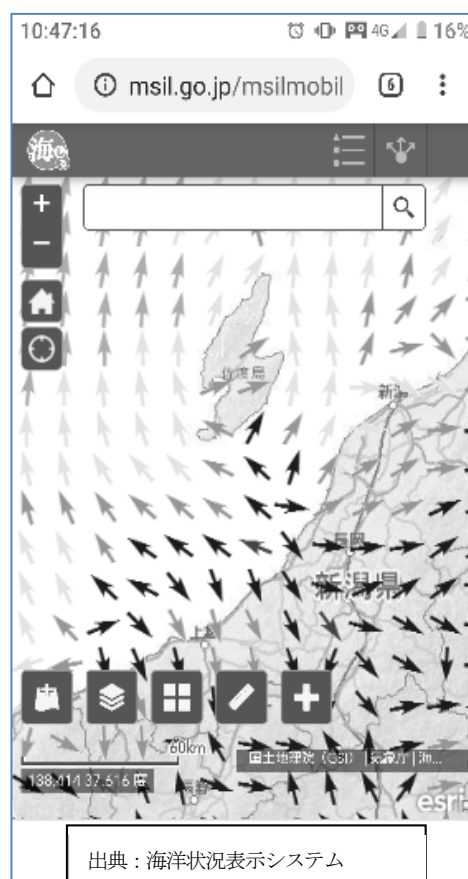
従来の「海しる」では、ある程度の画面の大きさが必要で、アウトドアで利用する場合はノートパソコンを持ち出して使うなど機動性では不便な状況となっていました。スマートフォン画面の大きさに合わせた表示ができるようになったことで、どこでも気軽に見ることができるようになりました。

これにより、スマートフォンがあれば現在海上で吹いている風の強さや向きをすぐに確認することができますし、その画面に雨の分布を重ね合わせて表示することもできるので、現場作業では何かと便利なのではないでしょうか。

利用方法は、以下のURL又はQRコードでスマートフォンに「海しる」を表示させ、画面上の「入口」ボタンをクリックすることで、使用しているスマートフォン画面の大きさに合ったサイズで表示されます。



<https://www.msil.go.jp/>



出典：海洋状況表示システム  
(<https://www.msil.go.jp/>)  
情報提供元：国土地理院、気象庁

## Ⅱ－3 離岸流にご注意！

第九管区海上保安本部海洋情報部 海洋調査課

離岸流とは、海岸に打ち寄せた波が、沖に戻ろうとする時に発生する強い流れです。  
離岸流に流されると、気が付かないうちに、沖に流されてしまいます。

### ○離岸流の特徴

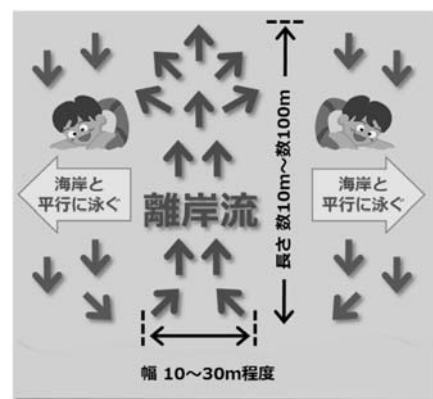
- ・流れの速さは、強いところで秒速2mになることもある

※オリンピックに出場する水泳選手でも流れに逆らって泳ぐのは大変！

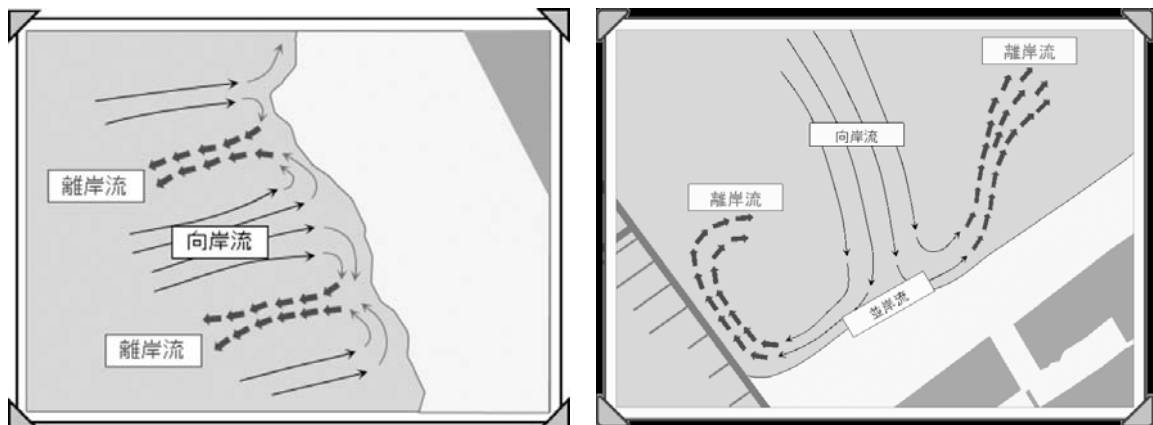
- ・流れる幅は、10～30m程度
- ・長さは、数10m～数100m
- ・海岸線から離れると流れは弱くなる

### ○離岸流に流されてしまったら

- ・落ち着く（パニックになると危険です）
- ・陸に向かって泳がない
- ・浮いて救助を待つ
- ・泳げそうな場合は、海岸と平行に泳いで、脱出する



### ○離岸流発生例



### ○離岸流情報



<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/ripcurrent/ripcurrent.htm>

注：海水浴は開設された海水浴場で行うようにし、開設状況は地方自治体等管理者までお問い合わせください。

### Ⅲ 寄稿欄

#### 舞鶴の神様達（八幡さん）

元舞鶴事務所長 山本勝眞

日本国内でおおよそ数の多い神社といえば、まず「八幡神社」の右に出る神社はないでしょう。八幡様を主祭神として祀られたものは、なんとその数7,800社以上とされています。

舞鶴市内でも、神社数171社（京都府神社庁発行の舞鶴の神社紹介一覧による）のうち、八幡神社は19社を数えます。

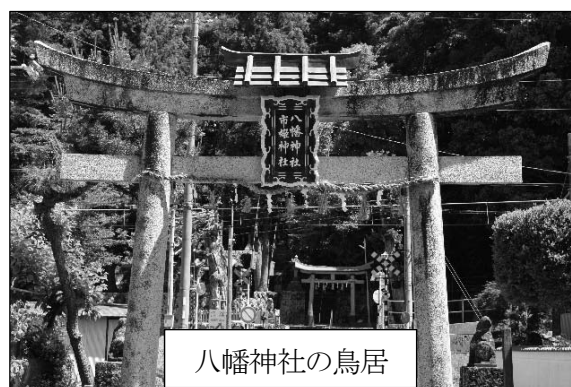
今回、舞鶴市内の八幡神社の代表として、東地区「市場」に鎮座される「八幡神社」を取り上げてみたいと思います。

この神社は、国道27号線を、福井方面から舞鶴市街地に入った、「市場交差点」のすぐ南側にあります。

市場交差点の信号からが参道になっており、国道脇に一对の狛犬と神社名の石碑が建っています。

そこから3~40メートル入ると石造りの一の鳥居、さらに小路を挟んで進むと数段の石段、そしてさらに石段を数段上ると木製朱塗りの二の鳥居に至ります。鳥居は2つとも明神型（笠木が上方に反った形）です。

二の鳥居の手前を、JR小浜線が走っていることは大変面白いことです。





二の鳥居からさらに石段を上りますと、まず並立したいくつもの境内社が目に入ります。大小の違いはありますが、いずれも銅板葺きのしっかりした祠に祀られており、大変きれいに管理されていました。

神社境内のJRの線路は、文献によれば大正13年の敦鶴線（現小浜線）工事の際に買収されたとのこと。

境内社は、まず右手に天照大神あまてらすおおかみをお祀りした祠、次に天照大神、兵主ひょうず、愛宕あたご、大川、稲荷の5神を合祀した祠、そして大川神社を独自にお祀りした祠が、いずれも東向きに並び、さらに稲荷えきがみ、疫神やとり、北野、箭取、松尾、乙姫をお祀りした5つの独立した祠が北に向かって並び、その左に11匹の狐（焼き物、稲荷神の守護）を並べた祠となっております。

境内社に、同じ神様がだぶって祀ってあるのも少し変な気がしないでもありませんでしたが、それはそれとしてその境内社群から、もう一つ石段を上った高い位置に、拝殿



（あるいは神楽殿か？）があつて、さらにその上方にご本殿がいずれも東向きに建てられています。

ご本殿は流造ながれづくり様式の美しい建物で、覆屋はなく、銅板葺きの素晴らしくきれいなお社で、拝殿とともによく管理されています。

周囲には、杉の古木を中心とした大きな木が茂って、神社の厳かさを醸し出しています。

参道入り口の石柱には「八幡大神社」と彫刻されており、また一の鳥居には、「八幡神社」「市姫神社いちひめ」と神名が並んで記された掲額があります。

鳥居の掲額の神名は明治32年、三位油小路隆薫氏の寄進とありました。

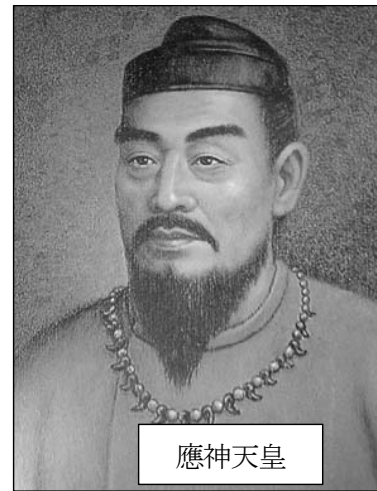
由緒によれば、もともとは広島いちきしまひめの厳島神社から「市杵嶋姫」を勧請し、北海海上鎮護のために創建され、「海鎮明神かいちんみょうじん」と称されていたが、その後市杵嶋姫の御神託により、宇佐八幡の祭神を合祀し、八幡神社となったということのようです。

八幡様ですから、日本の三大八幡宮、大分の宇佐神宮、京都の石清水八幡宮、福岡ばこさきの筥崎八幡宮（鎌倉の鶴岡八幡宮）、の御祭神と同一の神様です。

ちなみに、日本の三大八幡宮に数えるのに、3番目は福岡の筥崎宮か鎌倉の鶴岡八幡宮かのいずれかといわれますが、神社名としては鶴岡八幡宮が有名かもしれませんが、筥崎宮のほうが旧官幣大社で、官幣中社であった鶴岡八幡宮よりも格が上ということになります。

ただ、どちらを挙げてても間違いではなさそうです。

さて、八幡宮の神様、八幡様は、<sup>おうじん</sup>應神天皇と同一神とされており、<sup>きゅうせん</sup>弓箭（矢）をとる武人の神様ということになっています。私の故郷、島根の石見地方を中心とした、各地の集落に伝わる石見神楽のなかに、この神様が弓矢をもって悪魔（疫病神）を退治する「八幡」という演目があって、神様の口上に「自らは、豊前の国宇佐の宮に現れたるたる<sup>やわたまる</sup>八幡麻呂という神なり。」というのがあります。



應神天皇は、<sup>しごう</sup>第15代の天皇で、<sup>ほむたわけのすめらみこと</sup>諡号を「<sup>ほむたわけのすめらみこと</sup>誉田別天皇」とも称され、<sup>たらしなかつひこすめらみこと</sup>足仲彦天皇（<sup>ちゅうあい</sup>第14代の仲哀天皇）と<sup>おきながたらしひめのみこと</sup>氣長足姫尊（<sup>じんぐうこうごう</sup>神功皇后）のお子さまです。神功皇后が、新羅に遠征され、これを平定して帰国後、誉田別尊を出産されました。そして誉田別尊の天皇即位を妨害する勢力を打ち破り大和に帰還され、誉田別尊は第15代應神天皇として即位されたのです。

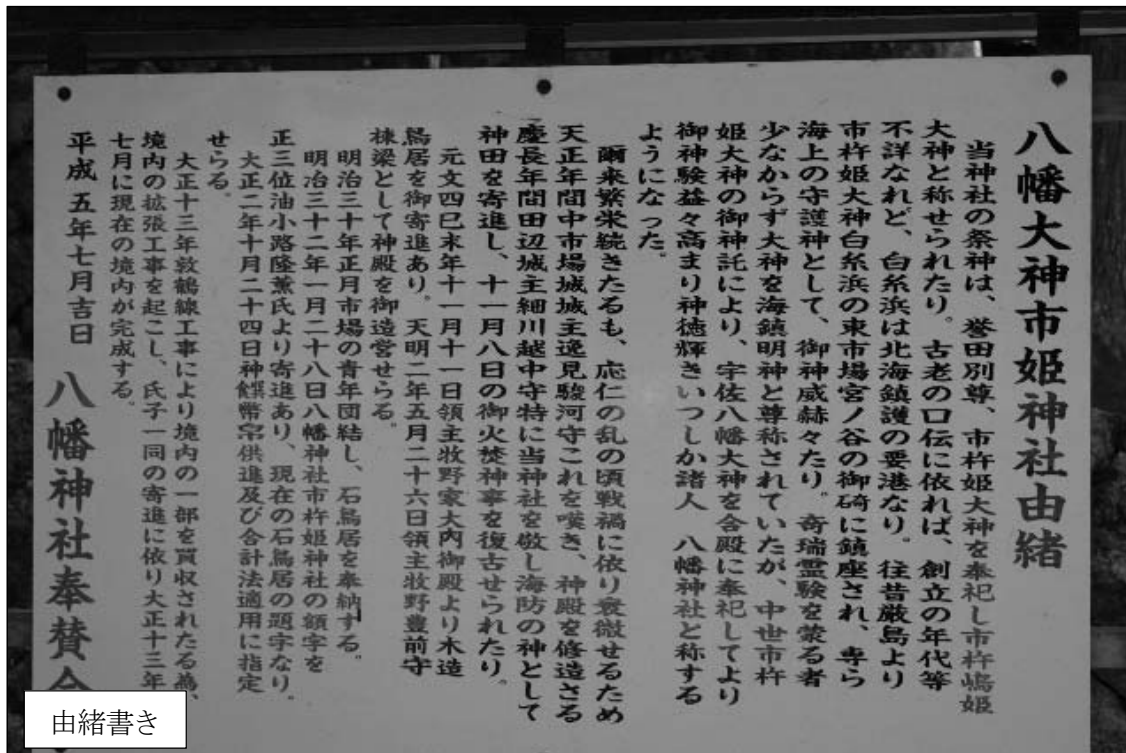
應神天皇は、武の神様で八幡様と呼ばれますが、以上のことは古事記の話。

ところで、八幡大菩薩という称号を御存じの読者は大勢おられると思います。

そうです、菩薩というのは仏様の一形態で、神道である八幡さんとはもともと異なるものでありますが、仏教を大切にされた聖武天皇（8世紀）の御代、神仏習合により八幡宮と結びついたもので、戦国の武将たちの、戦勝祈願の対象とされてきました。明治になって廃仏毀釈の政策により、現在は全国の八幡神社として、仏教を離れた神様（神道）として祀られています。

この八幡神社に合祀されている市姫様は、<sup>おおひる めむちのみこと</sup>大日靈女貴尊の第5子、「<sup>いち きしまひめのみこと</sup>市杵嶋姫尊（<sup>さよりひめのみこと</sup>別名狭依姫尊）」のことで。

この方は、広島宮島の宮島（厳島神社）の神様で、福岡の宗像神社にお祀りされていることでも有名な神様ですね。



由緒書き

ちなみに福岡では、沖ノ島（沖津宮）の多起理 姫 尊、大島（中津宮）の多岐津 姫 尊、そして九州本土（辺津宮）の市杵嶋姫尊は、宗像三三女神とよばれ海上鎮護の神様であります。

3女神は、大分の宇佐八幡宮に、八幡様と並んで祀られるなど、多くの神社に海上安全の神様として祀られている有名な神々です。

朝鮮半島との往来が盛んであったころ、このあたりの海域は、重要な海路でもあり、また玄海灘と呼ばれる海上交通の難所でもあったことから、海の守り神として祀られたものでしょう。

舞鶴の八幡さんの境内社を簡単に紹介させていただきます。

「天照皇大神」は、言わずと知れた伊勢の神様大日靈女貴尊です。

「大川神社」は舞鶴市内の由良川沿いにある保食の神で、五穀豊穰、養蚕の神様。



境内社 (天照大神)

「<sup>うかのみたま くらいねたま</sup>稲荷神社」は宇迦魂（倉稻魂とも呼ばれる）のことで、豊穰の神様（狐ではありません）。この方は素戔鳴尊の6番目のお子神です。

「<sup>ひょうず</sup>兵主神社」は、<sup>おおあなむちのみこと</sup>大穴貴尊、<sup>すくなひこなのみこと</sup>少彦名尊、<sup>あめのかやまのみこと</sup>天香山尊、恵比寿様を祀った神社で兵庫県丹波市のものが有名です。



「<sup>あいの</sup>愛宕神社」は、火の神様（鎮火の神様）。

「<sup>えきじん</sup>疫神」は病気をはやらす神様ですが、境内社に祀るということは、厄除けの意味があるのかもしれませんが。

ただ、八幡さんは前述のごとく、外来の疫病神を退治された神様ですから、あるいはその疫病神を追悼する意味なのかもしれません。筆者も初めて目にする神で、詳細はよくわかりません。

「<sup>きたの</sup>北野神社」は、ご存じの北野天満宮（菅原道真公をお祀りする神社）。

「<sup>やとり</sup>箭取神社」は、滋賀県建部神社に代表されるもので、<sup>やまとたけるのみこと</sup>倭武尊を祀る神社。武門武将崇拝が篤い神社です。

「<sup>まつお</sup>松尾大社は」、京都嵐山の神社で<sup>おおやまくいのみこと</sup>大山咋尊（<sup>にぎはやひのみこと</sup>饒速日尊と比定）を祭神とする神社。

「<sup>おとめ</sup>乙姫神社」は、宮崎県日南市の神社で、初代神武天皇のお妃だった<sup>あびら、つひめ</sup>吾平津姫を祀る神社。

ちなみに、初代神武天皇は日向では<sup>いわれひこのみこと</sup>伊波礼彦尊と呼ばれていました。大和の大王饒速日尊の末子<sup>いすけよりひめ</sup>伊須氣依姫との縁組（大和と出雲九州の統一）が決まり、吾平津姫を娘の<sup>とようけひめ</sup>豊受姫とともに日南に残して大和入りされ、初代天皇として即位されたということです。

※ 本稿中「<sup>おん</sup>應神天皇」の肖像画は、「Yahoo『<sup>おん</sup>應神天皇肖像画』」一覧の中から引用させていただきました。

## 編集後記

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各種行事が取止め、延期或いは計画の変更となり、業務の支障やストレスなどが出てきておりますが、明けない夜はないと信じて出来ることから取り組んでいきます。

この度、会報第 130 号の発行時期を 9 月発行から 7 月発行に変更しました。

今までの 9 月発行では、各種委員会、理事会（5 月開催）、通常総会（6 月開催）、夏場での海難防止強調運動など 3 ヶ月程度遅れた情報で読者の皆様には遅すぎた感であったため、最新の情報を提供しようという考えから変更したものです。

これからの発行時期は 1 月、4 月、7 月として皆様へ最新の記事を提供していきます。

掲載予定の記事は、

1 月発行：会長からの年頭挨拶、各種委員会、前年度の海難発生状況、  
冬場での海難防止対策、寄稿、連絡事項など

4 月発行：当協会の新年度事業計画及び予算、各種委員会、理事会  
（3 月開催）、寄稿、連絡事項など

7 月発行：理事会（5 月開催）、通常総会（6 月開催）、各種委員会、  
夏場での海難防止強調運動、寄稿、連絡事項など

を考えております。

本会報は、年 3 回の発行で会員相互間の情報交換の場や身近での耳寄りな情報提供の場として有効なツールとなっています。

（当協会ホームページには、平成 24 年第 105 号から掲載しています。）

つきましては、会員の紹介記事、資料や情報の提供、寄稿、投稿のご協力をお願いいたします。

次回の発行は令和 3 年 1 月となります。

**「気を抜くな 毎日ちがう 海の顔」**

**「不安です あなたの軽い 「大丈夫」」**

会 報 第 1 3 0 号

令和 2 年 7 月 発行

発 行 所 新潟市中央区竜が島 1 丁目 9 番 2 号

公益社団法人 日本海海難防止協会

〒 9 5 0 - 0 0 7 2

電 話 (025) 247-8531

F A X (025) 247-0316

E-mail [nikkaikb@poem.ocn.ne.jp](mailto:nikkaikb@poem.ocn.ne.jp)

URL <http://nikkaikb.com/>

印 刷 所 株式会社 ウィザップ

